

相模原市農業委員会第10回会議議事録

開 会 日 時 令和元年12月26日 午後1時30分

閉 会 日 時 令和元年12月26日 午後3時08分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝	16	藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清	11	齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄	14	金井 睦		

出席委員 16名

欠席委員 3名

(11番齋藤憲一委員、14番金井睦委員、16番藤村達人委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 加藤敬
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席6番

議席10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会報告
4	議案第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第64号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第65号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
7	議案第66号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第67号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第68号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第69号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第70号	農用地利用配分計画の作成について
12	議案第71号	農地利用最適化推進委員の辞任について
13	報告第60号	農地法第5条許可申請取り下げ願いについて
14	報告第61号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
15	報告第62号	農地所有適格法人の報告について
16	報告第63号	非農地証明書の発行について
17	報告第64号	国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
18	報告第65号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
19	報告第66号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
20	報告第67号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第10回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は16名で、定足数に達しております。

本日、11番齋藤憲一委員、14番金井睦委員、16番藤村達人委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、10番小林康史委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、令和元年11月29日から令和元年12月25日までの主な会務につきまして、ご報告させていただきます。

1. 会議でございます。

初めに、(1) 県関係でございます。

11月29日、産業貿易センタービル地下1階B102会議室におきまして、農地情報公開システム操作研修会が開催されまして、榎本主査ほかがお出席しております。内容につきましては、農地情報公開システムをめぐる情勢等についてほかでございます。

次に、12月18日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議第23回理事会が開催され、八木会長がお出席されております。内容につきましては、令和元年度収入支出予算の補正に関する件ほかでございます。

同日、12月18日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、八木会長、榎田委員がお出席されております。内容につきましては、農地法の係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告13件となっております。

12月19日、華やぎの章慶山におきまして、令和元年度関東ブロック女性農業委員等研修会が開催されまして、榎田委員がお出席されております。内容につきましては、講演、事例発表、情報提供でございます。

続いて、(2) 市関係でございます。

11月29日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第9回総会を行いまして、農業委員18名がお出席しております。内容につきましては、農地法第3条の許可申請についてほかでございます。

次に、12月3日、市役所会議室棟1階第1会議室におきまして、第90回相模原市開発審査会が開催され、私、次長がお出席しております。内容につきましては、指定既存集落内等住宅建築行為等に係る特例措置による都市計画法第29条開発許可申請についてほかでございます。

次に、12月6日、市役所会議室棟1階第6会議室におきまして、関係課長会議が行われまして、私、次長がお出席しております。内容につきましては、特定生産緑地の指定についてほかでございます。

2ページをご覧ください。

12月9日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農地利用最適化推進委員8名、農業委員8名がお出席されております。内容につきましては、11月の活動報告についてほかでございます。

次に、12月10日、津久井総合事務所本館3階第2会議室におきまして、農地利用

最適化推進委員連絡会津久井地区部会を行いました。農地利用最適化推進委員12名、農業委員9名が出席されております。内容につきましては、11月の活動報告についてほかでございます。

次に、12月19日、市役所本館5階会長室におきまして役員会が行われまして、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

次に、12月20日、市議会議場におきまして市議会本会議が行われまして、相澤事務局長が出席されております。内容につきましては、専決処分の報告についてでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

12月6日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業委員会・農業協同組合農業者年金実務研修会が開催され、山田主事が出席しております。内容につきましては、農業者年金新規加入者の状況についてほかでございます。

次に、12月11日、市役所会議室棟2階第12会議室におきまして、非農地通知の対応等に係る巡回調査が行われまして、伊藤担当課長ほか出席しております。内容につきましては、非農地通知の対応及び人・農地プランの実質化に係る意向把握の調査でございます。

次に、その他でございます。

12月6日、相模原市農業協同組合新本店におきまして、相模原市農業協同組合本店及び中央支店完成祝賀会が開催され、八木会長が出席されております。内容につきましては、本店等完成祝賀会でございます。

以上で報告を終わります。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程 2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会報告

議長（八木会長）

続いて、日程 2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いいたします。

委員長（阿部副会長）

1 2月9日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果をご報告いたします。配付されております資料をご覧いただきたいと思います。

4の議題についてですが、(1)令和元年度遊休農地判定及び利用意向調査について、事務局から、今年度の利用状況調査に基づく遊休農地判定リスト、利用意向調査対象者リスト、利用意向調査票等について説明がありました。推進委員から、調査票の発出について、幾つか質問がございました。

(2)農業まつりで実施した農業クイズについて、事務局から、農業クイズ集計結果について、ご報告がありました。

(3)令和元年台風19号等災害義援金の募集について、事務局から、県農業会議から依頼された義援金の募集について説明があり、互助会費から推進委員、農業委員1人当たり1口1,000円を募金することになりました。

(4)11月までの活動報告について、各推進委員から、11月までの活動報告がございました。

(5)その他ですが、事務局から、今後の会議等の日程について説明がありました。

以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会報告を終わります。

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会報告」をいたします。
一之瀬総括副主幹に報告いたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、お手元の資料をご覧ください。

12月10日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。報告資料をご覧ください。

4の議題についてでございますが、(1)かながわ農業サポーター事業等についてですが、神奈川県地域農政推進第二課の鍋田課長から、事業の説明や新規参入状況についての説明がありました。

(2)令和元年度遊休農地判定及び利用意向調査について、事務局から、今年度の利用状況調査に基づく遊休農地判定リスト、利用意向調査対象者リスト、利用意向調査等について説明がありました。

(3)農業まつりで実施しました農業クイズの結果についてですが、事務局から、農業クイズ集計結果について報告がございました。

(4)令和元年台風19号等の災害義援金の募集についてですが、事務局から、県農業会議から依頼されました義援金の募集について説明し、互助会費から、推進委員、農業委員1人当たり1口1,000円を募金することとなりました。

(5)11月までの活動報告についてですが、各推進委員から、11月までの活動報告がございました。

(6)その他ですが、事務局から、今後の会議等の日程について説明がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

4番（古木委員）

議題の(1)かながわ農業サポーター事業、現在、どのくらいいるんですか。それと、今期の新規加入者、あわせて、神奈川県、相模原はどのくらいいるのか、気になりますので教えてください。

事務局（松島所長）

神奈川県で実施しております新規に就農する方を支援する制度でございまして、数字的なお話ですけれども、現役の人数は55人で、これまでに県で登録した全ての方を累計しますと227人ということで、本市の状況ですが、今年度は特にいらっしゃらなくて、去年、お一人いらして、具体的に就農先を探している方がお一人いらっしゃるような状況でございます。今後につきましても、今、具体的に神奈川県の農政推進第二課の職員と一緒に、城山にお住まいのサポーターの方で、農地のあっせんを進めている状況でございます。

以上でございます。

議長（八木会長）

よろしいですか。

4番（古木委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにご覧ですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会報告を終わります。

日程4 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第63号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13及び3-1011から3-1013は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-13は、譲受人である子へ生前贈与するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、新磯野の農地、1筆、991㎡です。今後の作付は、ブルーベリーの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、家族経営として、川崎市内に農地3筆、1,118㎡と、今回の申請地を含めまして、4筆、2,109㎡で、全て適切に管理されていることを確認しています。このため、下限面積要件の2,000㎡以上も満たしております。農作業常時従事要件については、譲受人本人が350日、妻が170日、譲渡人である父が350日、母が170日、弟が350日で、従事要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

なお、譲受人本人は川崎市で農地所有適格法人を経営しており、家族経営の農地とは別に、父所有の農地、14筆、15,479.35㎡を法人名義で借り、主にワイン用のブドウを栽培しています。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件について、ご説明いたします。2ページ、3ページをご覧ください。

收受番号3-1011は、緑区日連に住む譲受人が、多摩市に住む譲渡人2名の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は日連の畑、1筆、312㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、1,894㎡全て適切に管理されていることを確認しており、取得する農地と合わせて2,206㎡となり、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件について

は、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

収受番号3 - 1012は、緑区青野原に住む譲受人が、横浜市旭区に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は青野原の畑、1筆、234㎡です。今後の作付は、果樹の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地10筆、6,183㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日であり、従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

収受番号3 - 1013は、緑区寸沢嵐に住む譲受人が、緑区根小屋に住む譲渡人の所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は根小屋の畑、1筆、337㎡です。今後の作付は、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地7筆、5,155㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が260日、母が200日、兄が50日であり、作業従事要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

収受番号3 - 13については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

12月21日に現地調査に行ってまいりました。写真で見ていただくとわかりますように、左側と、また、右側も1枚寄って隣のほうは、周りを囲って残土等が山のようになっております。その中で、比較的きれいに耕うんされている土地でして、これからブルーベリーということで、よろしいかと思えます。その理由につきましては、本人は川崎で野菜等をしっかりやっていますし、法人として15,000㎡、きれいに管理されているということでもあります。川崎からここに来るまで、朝夕の混んでいる時間帯以外であれば、30分以内で通うことができるということで、比較的、通勤圏内と申しましうか、ブルーベリー等の作業をする分には可能なところかと思えます。よって、適当と認め、皆様のご賛同をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

次に、收受番号3 - 1011については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

19番（加藤委員）

12月23日に、雪の降った後ですけれども、見に行きまして、相模湖教習所の上のほうの畑になります。下側の教習所のほう、ダムの方に家があって、その上にも横に家があって、ちょっと日影かなと思ったんですけど、今、写真で見ると、日当たりのいい場所だなと。周りにも木があって、幾らか日影になっている感じがしたんですけど、雪の関係もあったのか、天気のいいときの写真だから、見た目がちょっと違うかなと思ったんですが、問題ないと判断しました。よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

引き続きまして、收受番号3 - 1012については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木委員）

12月25日、現地調査に行つてまいりました。イノシシに多少荒らされているふうはあるものの、果樹の植えつけも終わつていまして、農地としても十分だと思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1013については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

12月23日に現地を見てまいりました。この畑は、337㎡とちょっと狭いところですが、市道からちょっと奥に入つていくという、かんじきなどを持ち込むのは難しいかなと思つて聞きましたところ、持ち主との話し合いもできているということで、車をとめさせていいただいて、持ち主の裏手のほうにこの畑がありまして、そこを使うということで、それなら十分可能ではないかなと思つました。あとは事務局の説明どおりです。よろしくお願ひします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第63号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よつて日程4議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-15から4-18及び4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページをご覧ください。

收受番号4-15は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、1,090㎡を車両置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、近隣の自動車販売業者からの要望により、車両置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側、東側を単管鋼板で土留めし、南側は既設単管鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝古山公園の東約140mです。

続きまして、收受番号4-16は、申請人が所有する陽光台7丁目の農地、1筆、1,200㎡のうち、963.06㎡を資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、南側と東側一部を、単管鋼板で土留めをし、西側と東側一部は、既設RCまたは既設単管鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は陽光台ふれあい広場の南東約240mです。

続きまして、收受番号4-17は、申請人が所有する麻溝台2丁目の農地、1筆、964㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、近隣の運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側の一部をブロック1、2段積みで土留めをし、西側の一部、東側、南側、北側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学東病院の南約200mです。

続きまして、收受番号4-18は、申請人が所有する田名の農地、3筆、1,245㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由

といたしましては、隣接する運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側、西側の接道部分を除き、土留め鋼板で土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の北東約320mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件を説明いたします。6ページをご覧ください。

收受番号4-1005について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、申請人が所有する緑区与瀬の農地、1筆、188㎡のうち103.37㎡を駐車場として転用するための申請です。申請理由としましては、現在使用している駐車場が手狭であり、新たに駐車場を確保するためです。申請者は自宅隣接店舗にて、靴、雑貨販売、クリーニング取り次ぎ業などを営んでおります。以前より店舗前を自家用駐車場兼客用駐車場として使用していましたが、客用駐車台数確保のため、新たに自家用駐車場を確保するものです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、新設鋼板矢板で土留めする計画で、雨水は、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はJR相模湖駅の北約60mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-15、4-17については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

12月18日に現地を見てまいりました。

4-15につきましては、自動車販売業者さんに車両置き場として貸すということです。農地は不耕作となっておりますけれども、直近まで耕作された形跡がございまして、特に問題ないと思います。

4-17につきましては、運送業者さんに駐車場として貸すということで、これは普通畑で、現在も野菜等が耕作されておりましたけれども、駐車場ですので、特に問題ないかなと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

次に、收受番号4-16については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

12月22日に現地確認してまいりました。現況ですが、耕うんされている状態です。また、敷地内に物置とかトラクターとかがまだ置いてある状態で、耕作されていたという状況は見てとれます。周りは資材置き場とかがかなり多い地域でございまして、この「済み」となっている土地は、既に駐車場として転用が済んでいるということでございます。資材置き場ということで、周りの状況からして、いたし方ないかなとは思いますが、

ご検討のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号4 - 18につきましては、中央区担当の金井委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。金井委員より、12月23日に現地確認をしたところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続きまして、収受番号4 - 1005については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

12月20日に現地調査に行ってみりました。看板が真ん中に見えますけれども、看板の下に耕作している畑がありまして、それと一体の畑ですけれども、下の段に耕作している畑がありますけれども、私が調査に行ったときにはタマネギが植えてありました。申請人は相模湖与瀬の方で、甲州街道、20号沿いに住んでいるんですけども、この周辺はかなり住宅が多くて、なかなか、駐車場をつくるスペースがないと思います。ここは中央線を挟んで、中央道との間にある土地ですけれども、比較的、空き地が多くて、駐車場をつくる広さを確保できますので、申請人が農地を転用するというので、いいかと思えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5 議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 6 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 6 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、7 ページをご覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号 5 - 1 0 0 2 は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更する相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8 ページをご覧ください。

事業計画変更收受番号 5 - 1 0 0 2 について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 1 0 ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。本案件は、平成 3 0 年 1 2 月 4 日付で資材置き場として転用許可を受けた農地について、宅地分譲に事業計画を変更するものです。変更理由は、資材置き場とすることに、周辺住民より住環境悪化を心配する声があったことから、転用目的を宅地分譲に変更し、案内図の白抜き部分の宅地 3 筆と合わせて宅地分譲を行うものです。転用面積は、農地 2 筆、6 1 1 m²で当初と変わりませんが、隣接する宅地 3 筆、6 3 1.4 m²との合計面積は 1, 2 4 2.4 m²となり、開発行為に該当いたします。既に都市計画法第 3 2 条の協議が締結済みであり、許可見込みであることを確認しております。農地区分は第 3 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、RC 擁壁及び新設ブロック 1 段から 3 段積みで土留めする計画で、雨水は、浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は中島医院の南西約 8 0 m です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9 番（市川委員）

1 2 月 2 2 日に現場を見てまいりました。以前に資材置き場として許可されたところですがけれども、お聞きのように、この辺は住宅地で、住民の方から、住環境の悪化が心配されるということで、用途変更して宅地分譲するということです。あとは事務局の説明どおりです。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第65号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第66号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、9ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-16から5-18及び5-1040は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-18については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和元年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページから11ページをご覧ください。本庁分を説明します。

收受番号5-16は、譲受人の株式会社NOWが、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、557㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場及び資材置き場が事業拡大に伴い手狭となったため、新たに駐車場及び資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、左右の接道側を除き、南側を鋼板で土留めし、北側は既設RC擁壁を利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立新宿小学校の北約80mです。

続きまして、收受番号5-17は、貸し人が所有する大島の農地、2筆、753㎡のうち、201.04㎡を借人が使用貸借で借り受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は12ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、親と同居しており、子供が成長し、手狭となったため、実家周辺の農地に自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入り口側を除き、ブロック積み1段から2段で土留めをし、雨水については、雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は大島上久保公園の西約30mです。

続きまして、收受番号5-18は、貸人が所有する当麻の農地、3筆、3,241㎡を、借人が賃借権で借り受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページをご覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場を返却し、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口を除き、単管鋼板で土留めをし、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相愛病院の南西約

480mです。

以上で本庁分を終わります。

事務局（松島所長）

それでは、津久井事務所管内の1件を説明いたします。11ページをご覧ください。

收受番号5-1040について説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区长竹の農地、1筆、238㎡に賃借権を設定して、仮設資材置き場及び仮設駐車場として一時転用するものです。申請理由は、下水道工事に伴う資材置き場及び周辺道路通行どめに備えて、住民用駐車場を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設土留め矢板、侵入防止ネット及び既設擁壁で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。転用期間は、許可日から令和2年5月30日までの予定です。申請地は長竹白山小橋公園の北東約60mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-16については、中央区担当の金井委員にお願いするところでございますが、本日、欠席しております。金井委員より、12月23日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

続いて、收受番号5-17については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

12月20日に行ってきました。写真のとおりですが、真ん中のところに、掘り起こした、前にミカン畑があったかなと。全体は大きく申請になっているんですが、そのうちの約4分の1、25%ぐらい、手前が県道ですが、それに直結した形で200㎡を宅地申請しております。手前のほうには駐車場をつくるという申請であります。近辺にはとまと屋さんのハウスや何かが奥のほうに見えるんですが、これから区画を明確にされる、区画はくいを打たれていますが、ブロックを並べて堰をつくる申請になっております。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-18については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

12月18日に現地を見てきました。駐車場として、その土地を貸すということですけれども、この場所は全体的に、字下河原というぐらいで、地目も田となっていますけれども、昔、河原を開墾して田んぼにした。でも、石がひどくて使い物にならなくて、ほとんど土を入れて畑にしている現状です。土地改良事業とかで大々的にきちんとした土を入れた畑でないものですから、少しのところはつくっても、大々的に野菜をつくったりするには、ちょっと不向きです。ですから、全体的に資材置き場とか、駐車場とか、車両置き場になっている現状です。この方々は大きな農地を持ってやられているんですけれども、聞いてみますと、つくるのに、うまくいかないと。ほんの少しの面積は

つくっても、不耕作になっていますけど、ちょっとあいているところに、河原ですから、普通の草でなくて、白茅とか、そういう種が飛んでくると、草がすごく上に上がってしまうということで、こういう話があったので駐車場として貸そうということになったらいいです。きれいに農地に戻すということだったんですけども、18日に見に行ったときは、写真のように非常にでこぼこしてしまっていて、これではトラクターも入らないから農地ではないのではないかと話して、再度、きれいにさせていただきました。きのう午後、確認しましたら、非常にきれいに整地されて、原状回復になっていましたので、特に問題はないのではないかなと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1040については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

この場所は水田、田ですけれども、下水道工事のための一時転用ということで、片側に水路があって、あとはブロック等に囲まれている土地であります。下水道工事のための駐車場にするということで問題ないかと思えます。

よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

10番（小林委員）

收受番号5 - 16は、私がやっている畑に近いんですけども、リサイクル業で、駐車場及び資材置き場ということですが、車両の出入り口はどちら側になるのかを教えてくださいの1点。

あと、地図を見ますと、国道129号の上溝バイパス側へ出る反対側の細い道は、新宿小学校の児童の通学路になっています。私自身もその右側の土地でやっていますが、登下校時間は、かなり気を使って、できるだけ通らないようにはしています。道幅も狭く、普通の車1台が通れるぐらいです。

事務局（伊藤担当課長）

出入り口につきましては、案内図でいいますと、矢印がある狭いほう、今言われていた通学路のほうからになります。ただ、農地転用の許可をとらないと土地をいじれないので、一応、今回の計画では、この細い道のほうからの出入り口としておりますが、今後の計画では、国道129号線側もちょっと段差がありますので、それを切り崩すような形で、行く行くは国道側からの出入りにしたいという計画にはなっていると聞いております。

10番（小林委員）

登下校時、新宿小学校の児童は道に広がって歩いてしまっていて、かなり危険を伴いますので、バイパス側から出入りしていただくとありがたいです。

ちなみに、駐車場にとめる車は、どれぐらいの大きさというか、トラックでいうと何トンとか、わかりましたら教えてくださいの1点ですけれども。

事務局（伊藤担当課長）

トラックが2台、社員用車両が2台、来客用が2台、販売用の車両も置くということで、それが7台分となります。入れかわり立ちかわりだと思っんですが、予定では、そのような台数が動く形になります。

10番（小林委員）

かなり台数が多く出入りするということであれば、より一層、バイパスのほうに入口を設けるように、申請者に言っていただければと思います。

事務局（伊藤担当課長）

当面は通学路のほうになるかと思いますが、市から許可がありれば、通行については十分注意するよう、あわせて伝えるようにいたします。

議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第66号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 67 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、12 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 67 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 219 及び 31 - 1068 から 31 - 1076 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13 ページから 16 ページをご覧ください。

本議案については、地権者と耕作者との相対での利用権設定のものです。

13 ページの整理番号 31 - 219 は本庁管内で、期間満了に伴う更新の申請で、1 件、4 筆、3400 m²です。

以上で本庁分を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の 9 件につきまして、ご説明いたします。

整理番号 31 - 1068 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 15 ページをご覧ください。契約期間は 5 年、件数は 1 件、1 筆、面積は 846 m²です。

続きまして、整理番号 31 - 1069 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 16 ページをご覧ください。契約期間は 3 年です。件数は 1 件、1 筆、面積は 925 m²です。

続きまして、整理番号 31 - 1070 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 17 ページをご覧ください。契約期間は 3 年です。件数は 1 件、2 筆、面積は 1,041 m²です。

続きまして、31 - 1071 から 1075 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページをご覧ください。契約期間は 3 年です。件数は 5 件、7 筆、面積は 6,200 m²です。

整理番号 31 - 1076 は、新規就農に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は 19 ページをご覧ください。契約期間は 3 年です。件数は 1 件、3 筆、面積は 3,189 m²です。

補足説明いたしますと、31 - 1068 ですが、41 歳の男性で、現在、三ヶ木の農地 9 筆、5,133 m²を利用権設定して、露地野菜等を栽培しております。

31 - 1069 は、71 歳の男性で、所有農地は青野原に 3 筆、1,337 m²で、露地野菜の栽培をしておる方です。

31 - 1070 ですが、66 歳の男性で、所有農地 1 筆、683 m²のほか、寸沢嵐、大島などで、農地 11 筆、11,744 m²で耕作しております。今回の利用権設定農地

では、水稻の栽培を予定しております。

31-1071から1075ですが、37歳の女性で、現在、寸沢嵐を含めて、農地7筆、合計4,453㎡で利用権設定して、果樹や露地野菜の栽培をしております。今回の利用権設定農地は、従来、合同会社のSORATANEというところが利用権設定して耕作していたところですが、代表者の方が亡くなりまして、その農地をこの方が引き続き耕作することになったものでございます。

31-1076ですが、35歳の男性で、レストランの料理長の経歴を持っておられまして、料理人の需要に応えた農作物を中心に多品目の栽培を予定しておりまして、トウガラシ、ハーブなどの栽培を行いたいということで聞いております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第67号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第68号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、17ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-220から31-252は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年12月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページから29ページをご覧ください。

本議案は、地権者から旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。18ページの31-220から20ページの31-222までは新規の申請で、3件、10筆、7,895㎡でございます。

20ページの31-223から29ページの31-252までは、期間満了に伴う更新の申請で、30件、43筆、39,128㎡でございます。合計33件、53筆で、面積は47,023㎡でございます。

なお、次に読み上げる5件の農地については、相模原市農協が中間保有します。

まず、20ページ、整理番号31-222の1筆、2,716㎡のうち1,051㎡、同じく20ページの31-226の1筆、2,113㎡、続いて、21ページの整理番号31-227の1筆、2,215㎡のうち1,515㎡、同じく21ページの整理番号31-230の1筆、370㎡、28ページの整理番号31-250の1筆、977㎡、以上の5件、5筆、6,026㎡です。

また、この後の議案第69号の説明では、旧農地利用集積円滑化団体である相模原市農協については、相模原市農協と説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第68号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 9 議案第 6 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 69 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、30ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 253 から 31 - 270 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、31ページから 45ページをご覧ください。

本議案は、相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。件数は 18 件、61 筆、面積は 55,788 m²です。

31ページの整理番号 31 - 253 から 32ページの 31 - 254 までは新規の申請で、9 筆、6,844 m²です。

32ページの整理番号 31 - 255 の 1 筆、991 m²は、相模原市農協が中間保有している農地を新たに耕作者に貸し出すもので、新規扱いとなります。

また、39ページの整理番号 31 - 265 の 3 筆、2,145 m²は、相模原市農協が中間保有している農地を、新たに耕作者に貸し出すもので、こちらも新規扱いとなります。

45ページの整理番号 31 - 270 の 3 筆、660 m²は、耕作者の変更があり、新規扱いとなります。

このほかは期間満了に伴う更新の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 69 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程10議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 7 0 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 7 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、46 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 0 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 1 - 1 0 0 4 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、令和元年 1 2 月 3 日付で相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、47 ページをご覧ください。案内図は 2 5 ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 1 0 0 4 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が事業者に貸し出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。事業者は、事業拡大のため、農地を確保するものです。件数は 1 件、8 筆、面積は 4,861 m²です。

補足いたしますと、この農地は、もともと平成 2 7 年 1 2 月に公社が利用権を設定していましたが、前の耕作者が平成 3 0 年 3 月に合意解約をして、それ以来、中間保有の状態だった農地で、ここで新しい耕作者が耕作することになったものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 0 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 7 0 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 7 1 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 7 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、48 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 1 号 農地利用最適化推進委員の辞任について。令和元年 1 2 月 3 1 日付けをもって、相模原市農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の願いが相模原市農業委員会会長あてに提出されたので、農業委員会等に関する法律第 2 3 条の規定による同意をするものとする。辞任しようとする者 氏名 嶋村清明、担当区域 南区、辞任の理由 一身上の都合、令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

本件につきましては、南区担当の嶋村清明農地利用最適化推進委員から、一身上の都合により辞職願が会長宛てに提出されたことに伴うものです。農業委員会等に関する法律第 2 3 条では、農業委員会の同意を得て辞任することができるかと規定されておりますことから、その同意を得るために提案するものでございます。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 1 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 7 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 6 0 号 農地法第 5 条許可申請取り下げ願いについて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 6 0 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、49 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 6 0 号 農地法第 5 条許可申請取り下げ願いについて。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 9 は、申請人からの取り下げ願いが提出されたので、報告する。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、50 ページをご覧ください。案内図は 2 6 ページをご覧ください。

該当する農地は、先月開催の第 9 回総会でご審議いただき、許可相当と承認いただいた田名の畑、1 筆、1,983 m²で、取り下げ理由といたしましては、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律により、相模原市農協が開設している市民農園であり、相模原市農協との契約解除手続に時間を要するためです。このため、許可日の前日であります 1 2 月 2 日付で、農地法第 5 条の転用許可申請取り下げ願いを提出したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

6 番（阿部委員）

この案件は、市民農園として、農協の関係、特定農地貸し付けの関係でわかったということで、こういうことがあってはいけないので、事務局に、事前の調査、それから、聞き取りをしてもらう、関係部署、当然、農協も迷惑をこうむるわけでございますので、今後、しっかり調査していただきたい。このようなことのないようお願いしたいと一言申し上げておきたいということで話をさせていただきました。

以上です。

議長（八木会長）

ほかにご発言ございますか。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 6 0 号を終わります。

日程 1 4 報告第 6 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 6 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、5 1 ページをご覧ください。朗読をいたします。

報告第 6 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 1 0 条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 5 2 ページをご覧ください。

証明番号 2 - 1 2 につきましては、中央区横山台に所在の生産緑地 1, 8 5 2 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 0 年 9 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 1 4 につきましては、緑区相原に所在の生産緑地 1, 2 3 0 m²の農業の主たる従事者が、令和元年 1 0 月に故障したことに伴うものです。

双方とも、当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。このことにつきまして、ご家族、ご本人及び近隣の方々から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたため、地区農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 1 2 は 1 1 月 1 3 日付で、証明番号 2 - 1 4 は 1 2 月 6 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 6 1 号を終わります。

日程 1 5 報告第 6 2 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 5 報告第 6 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5 3 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 6 2 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5 4 ページをご覧ください。

有限会社ホソヤファームから報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、5 5 ページから 5 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 6 2 号を終わります。

日程 1 6 報告第 6 3 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 6 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、58 ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 6 3 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、59 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内、合計 5 件です。

非農地の状況の内訳としましては、資材置き場が 2 筆、山林が 2 筆、境内地が 3 筆、合計 5 件、7 筆で、3,195[㎡]です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 6 3 号を終わります。

会に対する調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 7 報告第 6 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、60 ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第 6 4 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、東京国税局長に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 1 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、61 ページをご覧ください。

番号 1 0 0 2 は、東京国税局より照会を受けた土地、1 件、3 筆です。1 1 月 6 日に地区担当委員の加藤委員さんと現地を調査しました。現地の状況につきましては、牧野 7 0 3 3 番の 3 及び 7 5 6 7 番の 2 は山林、また、牧野 7 1 3 9 番は、台風 1 9 号の影響により崩落し、再生途上にあることを確認しましたことから、3 筆とも非農地である旨、1 1 月 1 4 日付で回答したものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 7 報告第 6 4 号を終わります。

日程 18 報告第 65号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 18 報告第 65号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、62ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 65号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、63ページをご覧ください。横浜地方法務局相模原市支局より、11月 25 日付で紹介を受けた本庁管内の土地、1 件、2 筆と、11月 26 日付で紹介を受けた津久井事務所管内の土地、1 件、1 筆です。

番号 36 は、市街化区域で、平成 31 年に農地転用届け出済みの土地のため、航空写真及び事務局の現地調査により、12 月 5 日に雑種地であることを確認いたしました。

番号 1002 は、12 月 4 日に地区担当委員さんと現地調査し、山林であることを確認いたしました。

本件は、いずれも原状回復命令を発する予定はなしとして、それぞれ 12 月 6 日付と 12 月 9 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 18 報告第 65号を終わります。

日程 19 報告第 66 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 19 報告第 66 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、64 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 66 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、65 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内の 2 件、2 筆と、津久井事務所管内の 2 件、9 筆でございます。現況が農地の筆につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 19 報告第 66 号を終わります。

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 20 報告第 67 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

66 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 67 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 12 月 26 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、67 ページから 68 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出件数は、本庁分のみで、8 件、15 筆です。

続いて、69 ページから 73 ページをご覧ください。

第 5 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、29 件、42 筆です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 20 報告第 67 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 10 回総会を終了いたします。